

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会  
社会福祉事業振興のための助成金実施要領  
(新型コロナウイルスの感染対策事業)

**1 趣旨**

第1種・第2種社会福祉事業を実施する県内の民間社会福祉施設及び市町社会福祉協議会が行う社会福祉事業振興のための事業（新型コロナウイルスの感染対策事業）に対して、予算の範囲内において助成を行うものとし、その助成に関してはこの要領の定めるところによる。

**2 助成対象**

- (1) 静岡県内の第1種・第2種社会福祉事業を実施する県内の民間社会福祉施設及び市町社会福祉協議会とする。
- (2) 社会福祉法人においては、平成30年度決算における収益（法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益）が5億円以上の法人を除くものとする。
- (3) 申請は1法人1事業所に限る。

**3 助成対象となる事業**

- (1) 新型コロナウイルスの感染対策に必要な備品の購入等に係った費用に対して助成する。
- (2) 次の事業は対象外とする。
  - ア 営利を目的とする事業
  - イ 学術的な調査研究事業
  - ウ 地方公共団体等の委託を受けて行っている事業
  - エ 特定の個人またはグループの利益のみに寄与する事業

**4 助成額**

助成率は8/10とし、助成限度額は、申請事業所が県社協会員の場合10万円、非会員の場合は5万円とする。

**5 対象経費**

- (1) 対象となる経費は、下記のとおりとする。
  - ア 面会や会議に係るオンライン環境の整備（タブレット端末等）
  - イ 施設内の感染対策の環境整備（検温所や除菌室等の設置等）
  - ウ 業者による消毒作業
  - エ 非接触式体温計、ビニールカーテン等の購入
- (2) 対象とならない経費は、下記のとおりとする。
  - ア 静岡県及び市町が実施する新型コロナウイルス対策に係る助成等の対象となる用品の購入
  - イ 経常的な運営経費、事務経費（人件費、報酬、家賃、光熱水費、施設整備費等）
  - ウ パソコンやコピー機等、組織運営のために日常的に使用する備品や物品購入
  - エ 視察や研修旅行費等、助成が適切でないと判断する経費

**6 助成の申請及び実績報告**

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式<sup>特</sup>1号）
  - イ 事業実績報告書（様式<sup>特</sup>2号）
  - ウ 収支決算書（様式<sup>特</sup>3号）
  - エ 社会福祉法人においては、平成30年度法人単位事業活動計算書
- (2) 提出期限  
令和2年6月30日（火）必着とする。

## 7 請求手続

- (1) 提出書類 1部  
請求書（様式<sup>特</sup>4号）
- (2) 提出期限  
助成金交付決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 8 助成対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日までとする。

### 附 則

この要領は、令和2年度分の助成金から適用する。